

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成25年10月23日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 開催場所

市民会館臨時庁舎1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，佐藤平八郎，木内令子，幡谷信勝，
田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，
財政課財政係長 堀野辺直，財政課財政係員 大谷俊，
高齢福祉課長 大曾根明子，高齢福祉課副参事 堀口泰夫，
高齢福祉課管理係長 宮本一也，
スポーツ課長 五上義隆，スポーツ課課長補佐 笹島武，
保健センター所長 長須賀良明，保健センター予防衛生係長 大縄幸江，
清掃事務所長 齋藤利光，小吹清掃工場施設管理係長 石川慶一，
道路管理課長 谷中弘明，道路管理課調査係長 照沼洋介，
介護保険課長 豊崎和馬，介護保険課給付係長 田部田英智

5 議題及び公開・非公開の別

検討対象のヒアリング（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

- (1) ヒアリング調書その3（10月23日分）
- (2) ヒアリングの概要その2（10月9日分）
- (3) ヒアリング調書その2修正（10月9日分）

9 発言の内容

- 執行機関 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまから平成 25 年度第 5 回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。
なお、____様、____様、____様は、御都合により欠席との連絡がございました。
早速ですが、会長、議事の進行をよろしく申し上げます。
- 会 長 おはようございます。
審議会の委員の皆様、市役所の担当課の職員の皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。
ヒアリングも今日で 3 回目です。ヒアリングとしては、最終日となります。
皆様に、始める前にお願いがあります。初めに担当課から 3 分程度説明をいただいて、その後、委員との質疑応答ということにしたいと思いますが、御説明の後には、必ず現行の使用料についてどのようにお考えなのか、つまり現状で妥当であるのか、あるいは値上げが必要であるのか、場合によっては値下げが必要であるのかということについて、担当課としての考えをお聞かせいただければと思います。また、委員の方々については、これまでと同様に、一問一答形式で進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
まずは、資料について、事務局から説明をお願いいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリングの概要その 2 (10 月 9 日分)、ヒアリング調書その 2 修正 (10 月 9 日分) について説明)
- 会 長 ありがとうございます。資料について事務局から説明がありましたが、お気づきの点、御質問等がありましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委 員 ヒアリングの概要その 2 のうち、2、幼稚園保育料のところ、認定こども園への対応と幼保一元化についても意見を申し上げたと思うのですが。
- 会 長 幼保一元化という言葉が抜けていたということですね。
- 委 員 はい。
- 執行機関 要約なので、抜かしてしまいました。申し訳ありませんでした。
- 会 長 他にはないようですので、早速、ヒアリングに入りたいと思います。
まずは、老人福祉施設使用料につきまして、高齢福祉課の皆さんから御説明をいただきます。では、よろしくお願ひいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その 3 (10 月 23 日分) 中、老人福祉施設使用料について説明)
- 会 長 ありがとうございます。それでは、質疑を始めます。

- 委員 改定の経緯のところですが、施設の目的外使用料はどのくらいになっているのでしょうか。金額とか、目的外とはどういうものなのかということについてお聞きしたいのですが。
- 執行機関 目的外使用でございまして、南部老人福祉センター及び末広老人福祉センターの部屋の使用料でして、平成24年度決算で8万2,000円となっております。
- 委員 総額ではなくて、例えば部屋代がいくらという形でお願いします。
- 執行機関 時間帯は午前中、午後、夜間に分けており、研修室、多目的ホール、実習室がございまして。多目的ホールにつきましては3,000円から4,000円台というように、それぞれ決めております。
- 委員 2ページのデータについて伺います。受益者負担率が0.4%ということで、非常に低い値となっておりますが、この計算に当たって、分母分子の計算ですけれども、分母のところ、職員人件費が大きなウェイトを占めております。受益者負担率の計算において、分母を大きくしているのが人件費だと思われまして。これについて、賃金の安い嘱託を雇って職員を減らすような方針変更というか、改善はできないのでしょうか、伺います。
- 執行機関 この施設は、社会福祉事業団及び社会福祉協議会に指定管理者として委託しております。平成20年度に、3施設の職員を嘱託に変えたという経緯もございまして。それ以降はありませんが、施設を適切に管理するため、介護予防事業や多世代交流、生涯学習など多種多様な事業を行っているため、職員も配置すべきものと思っております。人員としては適正な規模であると考えております。
- 委員 無料を有料にすることについて、2ページ中段の表の下のほうに、利用者のうち、浴室使用割合が57%となっております。有料にすることによって、この浴室使用の割合、利用者が減る可能性はないのか、先々の見通しについて伺いたいと思います。
- 執行機関 利用していらっしゃる方には、週に二、三回又は毎日利用するという方もいらっしゃいます。100円頂くことによって、月に2,000円程度の負担になってしまうと思いますので、御利用を控えるという方もあろうかと思っております。
- 委員 入浴料を有料にすることで、受益者負担率がどのくらい改善されるのか、予測値を示していただきたいと思っております。
- 執行機関 資料の受益者負担率の式のところ、分子のところ、76万8,000円となっておりますけれども、これに入浴の見込額の1,280万円を加えて計算いたしますと、負担率は6.4%になります。
- 委員 老人福祉センターは、高齢者にとっては憩いの場であったり、健康増進の場であったり、重要な施設だと思うわけですね。100円であっても、一律に60歳以上は100円ということではなく、例えば生活保護者の場合は、今のまま無料でも良いのかなと思う

のですが、そういった考え方はどうでしょうか。水戸市らしい温かさというか、生活保護を受けている方に対して、何か対応というのはどうでしょうか。財政がひっ迫している状況では、有料化はやむをえないかなとは思いますが。

執行機関 減免ということですが、低所得者への対応については、今後の検討課題とさせていただきます。

委員 以前に頂いた資料では、平成 16, 17 年度, 20 年度の審議会で、100 円を取るべきとの答申があったと思いますが、このときの答申は、入浴に限らず、老人福祉センターの全ての利用者について 100 円を取るべきというものだったのでしょうか。

執行機関 はい。

委員 今回は、入浴する方に限って有料化をするということですよ。

執行機関 答申を頂いてから、庁内で検討いたしましたして、施設全体の使用料として、利用していただく方全員から使用料を取るとするのは、老人福祉の観点からどうかという意見が多く出ました。そのため、利用者負担の観点から、入浴料に限るという形にさせていただきます。

委員 今回は入浴する方だけということですね。それは、回数券でやるということですか。

執行機関 確認方法は難しいものがありまして、社会福祉事業団と社会福祉協議会と詰めているところではありますが、その確認方法を、植物公園のように回数券でやるのか、煩雑にならないような方法を検討してまいります。

委員 お風呂の入口のところで、私はお風呂入りますよという人から回数券をもらってというようなことはやらないということですか。

執行機関 施設としては、そのようなやり方が一番やりやすいのだと思うのですが、そのことに人件費を掛けるというのは本末転倒のお話になりますので、施設の入口のほうで確認作業を行いたいと考えております。

委員 入浴する方だけからお金を取るということで、お風呂の維持にはどれくらいの費用が掛かっているのか。光熱水費などをどれくらいの率で回収できるのかを確認するためにも、示していただきたいのですが。

執行機関 7 施設全体の光熱水費は、4,670 万円ほどとなっております。

委員 分かりました。光熱水費などの維持費も取れないということですね。

会長 それでは、老人福祉施設使用料についてのヒアリングはここまでとさせていただきます。お疲れさまでした。

引き続き、スポーツ課にお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その3 (10月23日分) 中、体育施設使用料について説明)

会長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。

委員 非常に細かく綿密な検討をされていて、改善を図ろうという努力が見られると思います。

受益者負担率について伺いますが、7ページからの改善の方策に取り組んだ後の受益者負担率はどのくらいになるのか、予測値を知りたいと思うのですが。利用料金を変えて、それが受益者負担率にどのような影響を与えるか、そういった先々のことを見越した改善を行ってほしいという考えからの質問です。

執行機関 綿密な計算はまだ行っておりませんが、利用率を向上させるために、新しい使用料の形態についてPRを行い、いろいろな団体に使っていただき、利用率を上げていこうと考えております。

委員 実際には、予測は難しいと思います。利用率を向上させたいというお考えですね。それぞれの施設で利用者がどのくらい増えるかという見通しは立てにくいいため、負担率の計算はやりにくいと思います。利用者が増えないならば、増えない場合でどうなるか、利用率を上げたいならば、どのくらい上げたいのか、利用率の目標を設定して、それに基づいて計算するのが健全経営だと思います。

執行機関 施設ごとの実際の細かい利用見込みについて、指定管理者であるスポーツ振興協会に出してもらっている状況であります。その状況を見据えまして、利用料金の見込みが出ないかと調査してもらっている状況ではあります。

委員 利用率の予測は難しいということですが、実際に、時間を短く、1時間ごとにしてほしいという要望はあるのでしょうか。時間ごとにすると、3組の利用がないと、今までと同じ使用料は入ってこないことになってしまいますが、実際、そのような要望があるかどうかというところを教えてください。

執行機関 施設の利用者からの要望はかなりあります。特にテニスコートについては、相コートということで、最大8人まで一つのコートを利用いただいている状態ですが、相コートという利用については厳しいという要望が出ております。

委員 テニスコートは分かりませんが、主競技場などはどうなのでしょう。現在は半日単位の料金なので、1回の利用でまとまった額が入っているが、それが1時間の利用となったら、収入は減ってしまう。施設によって事情は違うと思うが、一律で細かく区切るのはどうかと思います。

執行機関 体育館につきましても要望は出ておまして、実際、バドミントンなどは3時間もできない、1時間でいいという要望もございます。また、コートの片方でバスケットを、もう片方でバドミントンをやりたいというようなこともありますので、そういった利用者の声を反映することで、利用率を上げていきたいと考えております。

委員 7 ページの一番下に「照明の電気料を変更する」とあるのですが、原発事故以来、電気料金は相当上がっている状況があります。そうすると、この金額で良いのかという疑問があります。

もう一つは、修繕費についてはどのように考えられているか、見込まれているのかいないのかということをお教えいただければと思います。

それから、もう一つ、体育館の暖冷房については、その維持管理費はどのようになっているのかということについて教えていただければと思います。

執行機関 電気料につきましては、昨年の9月に20%ほど上がりましたが、それを反映した金額で算定しております。

修繕費につきましては、体育施設は老朽化が進んでいる状況でございますので、現状の修繕料より安くなるということは考えにくいので、現状維持で抑えていきたいと考えております。

体育館の空調につきましては、現在は空調はないという状況でございます。

委員 人件費のところは団体職員28名となっておりますが、嘱託は0人ということでしょうか。パートは何名かいるということですね。

執行機関 嘱託員はゼロで、パートは期間雇用で、季節によりお願いするという状況です。

委員 そうしたときに、一つの団体で指定管理者の契約をしていると思いますが、通常、どこの指定管理でも、人件費をかなり抑えて契約していると思いますが、計算させてもらいますと、人件費を28名で割ると、市の職員と変わらないと思います。例えば、この正職員を嘱託員にすれば、人件費をもう少し抑えられるかなと思います。水戸市の体育施設の使用料は高いということですから、コスト面でももう少し指定管理としてのメリットをもたらせられないかと思います。前に出た老人福祉センターの人件費と比較すると、高いように思えます。

執行機関 団体の職員の給与につきましては、団体設立時の経緯もございまして、年齢が上のほうが多く、下のほうが少ないという状況になっており、団体側でも、経営改善の計画を作り、見直しを図っている状況ではあります。

委員 団体には嘱託員がいないということでしょうか。

執行機関 施設管理に携わる部分では嘱託員はおりませんが、各種行事の運営など、他の部分では嘱託員はおります。

委員 オリンピックもありますので、若者のスポーツの強化、育成が必要となってくると思いますし、市民が利用しやすい施設というのが一番だと思います。

会長 ただいまの件は、御意見として受け止めていただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

これにて、スポーツ課のヒアリングを終了いたします。お疲れさまでした。

続きまして、保健センターをお願いいたします。

保健センターの皆様には、犬の注射済票交付手数料と注射済票再交付手数料の二つについて御説明いただきますが、これは関連があるということで、一括して御説明いただきたいと思ひます。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その3 (10月23日分) 中、犬の注射済票交付手数料、犬の注射済票再交付手数料について説明)

会 長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。

委 員 12 ページ下段に他市の状況が示されておりますが、最高額は 550 円ということで、もし 550 円にすると、分母のほうはそのままなので、受益者負担率は 104.3%になると思ひます。12 ページの考察に書いてある 100%を超えるというのは、そういうことだと思ひます。

この負担率の計算に当たって、分母の部分、例えば人件費 404 円というのは、今年度のデータを挙げているのだと思ひますが、人件費がだんだんアップしていくトレンドというのを頭の中に置いて、先々をにらんで、500 円という金額を決めたのか、そのあたりの背景を教へていただきたいと思ひます。

執行機関 人件費単価そのものは、全て同じ単価で統一して用いておりますので、今後の部分を含めたというふうな形にはなっておりません。

会 長 12 ページの上の人件費のところは 24 年度決算ベースと書いてありますので、これは一番新しい実績ということだと思ひます。

委 員 瞬間風速だけで今後の方針を決定するというのは、十分とはいえないと思ひます。瞬間風速だけではだめだと私は考えます。人件費が年々上がっていくということについては、市役所全体で先々の見通しを立てているのでしょうか。行政改革も含めて考えているのだろうかと思ひますが。

執行機関 人件費の積算ベースですが、24 年度決算ベースで 1 分当たり 74 円、これには法定福利費なども含めた経費を時間で割っております。

また、人件費が今後上がっていくのかということについては、職員の年齢構成の関係もありますが、実際は下がっております。期末勤勉手当も下がっております。よって、この単価が短期間で大きく変動することはないと考えております。また、3 年に一度、今回のように使用料等審議会を行う予定ですので、時点時点で計算することが適当と考えております。

委 員 他市の状況で最高額が 550 円と 340 円というのがありますが、それは何か基準があって 550 円としているのですか。国の通達があったとか。550 円や 340 円というのが多いものだから。

執行機関 おそらく、平成 12 年に県から市町村に事務移管があったときに、県で取り扱っていた手数料を考慮して決めた金額だと思ひます。

委員 見込件数1万件というのは、頭数ですか。

執行機関 頭数です。

委員 1万頭は、実際にこんなに注射を受けているのですか、それとも見込みですか。

執行機関 実際に1万頭近く受けています。

会長 途中で申し訳ありませんが、ここで____委員が退席されます。

委員 1人で何頭も飼っている方もいらっしゃるの、その場合は負担が数千円となります。懸念されるのは、じゃやらないという人が出てくるのではないかと思います。私の意見としては、手数料を取るべきではないと思います。

会長 そのあたりの具体的な御意見は、次回の検討の際にお伺いしたいと思います。それではよろしいでしょうか。
これにて、保健センターのヒアリングを終了いたします。お疲れさまでした。続きまして、清掃事務所の皆様をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その3 (10月23日分)中、特定家庭用機器一般廃棄物手数料について説明)

会長 ありがとうございました。質問等をお願いいたします。

委員 この手数料を払う場合の1台というのは、トラック1台でしょうか。

執行機関 1台というのは、家電1台分です。例えば、冷蔵庫1台につき2,000円頂いております。

委員 2トントラックであれば、テレビ、冷蔵庫などは相当台数を積めることとなりますね。

執行機関 20台を目安に考えております。

委員 20台で4万円の収入と。20台で4万円というのが高いのか安いのかというのは、ちょっと分からないですね。燃料費だとか人件費ということになるのでしょうか。

委員 16ページ中段の考察欄ですが、「重量物を扱うため、安全性を考慮して、3人で対応している」と説明がありますが、一方、その上の表の人件費欄では、技能労務職員は2名ですね。これは矛盾していないのですか。安全を考慮して3人というのは、事務職員も含めて3人ということですか。

執行機関 はい、そうです。

- 委 員 事務職員がなぜ安全に関係するのですか。
- 執行機関 重量物を扱いますので、運搬は安全面を考え、3人でやっております。また、事務職員については、指定引取場所まで行きまして、リサイクルルートに乗せるための手続も行っております。
- 委 員 事務職員が運搬をやることは問題ないのですか。いろいろな職場での災害の大きな要因は、運搬に関わる作業が一番多いと思います。運搬に事務職員が関わるのは、危ないと思います。
- 委 員 この制度をやめるといった場合に、何か弊害はありますか。親切でやっているということですが。
- 執行機関 特に弊害はないと思うのですが、問合せでは、量販店には買い替えでないので持ち込みにくいということもあるようですし、ひたちなか市までは遠くて行けないので、ちょっと高くても、近くの小吹清掃工場に持ち込みたいということがあるようです。
- 会 長 他にございますか。
それでは、清掃事務所のヒアリングを終了いたします。お疲れさまでした。
続きまして、道路管理課の皆様をお願いいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その3 (10月23日分) 中、境界確認証明書交付手数料(道路)について説明)
- 会 長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。
特になしということで、よろしいでしょうか。
それでは、道路管理課のヒアリングを終了いたします。お疲れさまでした。
続きまして、介護保険課の皆様をお願いいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その3 (10月23日分) 中、地域密着型サービス事業者等指定申請手数料、地域密着型サービス事業者等指定更新申請手数料について説明)
- 会 長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。
- 委 員 20 ページの一番下、他市の状況を見ております。日立市、ひたちなか市、土浦市、つくば市はなしとなっておりますが、手数料がなしというのは、審査をしていないということなのか、それとも手数料はあるが、申請がないということなのか、伺いたいと思います。
- 執行機関 指定審査につきましては、平成18年度から市町村に権限が与えられておりますので、各市とも審査はしていると思います。手数料を取っていないということです。
審査については、国の省令で定められていた基準を市町村の条例で定めるということで、独自の指定基準で審査をしています。

- 委員 グループホームを市独自基準で認めていくということですが、何箇所など指定の枠はあるのですか。
- 執行機関 介護保険では、3年に一度ずつ事業計画を作りまして、計画に基づいて施設整備を行っております。平成24年度から26年度までが第5期ということで3か年計画を作っております。その中では、平成26年度までのグループホームの新規の枠というのは定めておりません。したがって、26年度までは新しい事業所ができるということはありません。
- 委員 枠はいっぱいということですか。
- 執行機関 はい。ただし、地域密着型サービスというのは、サービスの種類が8種類ございまして、そのうち、整備枠を定めていないものもございまして。居住系以外のものについては、計画による制限ができないものとなっておりますので、小規模多機能居宅介護事業などについては、今後、申請がある可能性があります。
- 委員 八つのものについては、審査に当たっては、どれもお金を取るということですか、グループホームだけではなくて。
- 執行機関 八つのものについて、全て取ります。
- 会長 ただ、件数の実績としては、数は少ないということですね。
- 執行機関 はい。実際に年に2件程度となっております。ただ、6年に一度の更新がございまして、そのときは6件程度出てくるという状況でございます。
- 委員 複数の事業の同時申請については、割引のような制度はあるのですか。
- 執行機関 個々の事業所単位ごとに審査をいたします。建っている物件ごとの審査を行いますので、1件当たり3万円と考えております。
- 委員 複数サービスの場合、審査で現地に行く回数は1回で済むわけですよね、調べる項目は増えますけれども。
- 執行機関 一つの建物で二つのサービスを行う場合は、片方は取らないという考えです。
- 委員 人件費の部分ですが、基準の審査に当たって、現地に行くのは2人ということですが、調書では審査は1人分の人件費となっておりますが、何人かで審査するのではなくて、1人分でもよろしいのですか。
- 執行機関 直接の担当は1名ですが、審査に当たっては、課内で係長、補佐、課長と複数の人間で確認いたします。
- 委員 人件費の金額は、複数の人数を含めて時間に換算しているということでもよろしいの

でしょうか。

執行機関 はい。

会 長 他にございますか。

それでは、介護保険課のヒアリングを終了いたします。お疲れさまでした。

以上で、予定されていた3回にわたるヒアリングは終了しました。委員の皆様、担当課の皆様、御協力ありがとうございました。

さて、次回からは、市長に提出する答申を作成する作業になってまいります。ヒアリングを行ったそれぞれの使用料、手数料について改定すべきなのか、改定を行うとすれば、その幅をどの程度の額にすべきなのか、次回の審議会で御意見を伺いたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、御自身の意見をまとめて、次回、臨んでいただきたいと思います。

また、どうしても都合が悪いという方は、なんらかの方法で御意見の内容を事務局へお伝えいただきますようお願いいたします。

では、次に、その他の事項に移ります。

事務局、お願いいたします。

執行機関 次回の審議会は、お手元に配布してございます通知のとおり、11月6日水曜日の午前9時30分に、本日と同じ会場で開催いたします。

なお、ヒアリング調書その1からその3とヒアリングの概要その1とその2は次回使用しますので、御持参をお願いします。また、ヒアリングの概要その3については、次回配布いたします。

会 長 これをもちまして、議事は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

執行機関 それでは、以上をもちまして、第5回使用料等審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。